

## ファイナイトリスクの功罪

関西学院大学 前 田 祐 治

本稿では、1990 年代以降盛んに利用されるようになった、「金融」と「保険」を融合したリスクマネジメント手法の一つである“ファイナイトリスク”について論じる。

ファイナイトは「金融再保険」と呼ばれ、保険会社と再保険会社間の再保険取引として契約されるのが主である。従って、リスクを移転する主体としては、保険会社やキャプティブ保険会社が考えられ、それら企業のリスクマネジメントの手段として取引される。リスクを引き受けるのは主に再保険会社である。

ファイナイトリスクの大きな特徴は、リスク移転が限定された保険と金融（ローン機能）の両方を兼ね備えていることである。移転するリスクを限定することで、複雑なリスクを引き受け可能にする、同時に、再保険会社の支払準備金からのキャッシュフローを契約者双方が共有するなど、リスク移転者である保険会社とリスクを引受ける再保険会社双方にとりメリットがあると考えられている。

しかし、本手法が引き金となり倒産に追い込まれるケース、ファイナイトを不正使用するケースが近年明らかになった。2001 年 3 月、オーストラリアの大手保険会社である H I H 保険会社が倒産。その背景にファイナイトリスクが存在した。9・11 テロ事件をカバーするファイナイト再々保険の巨額負債により、日本の保険会社の大成火災は 2001 年 11 月に倒産した。また、同取引により日産火災は 2002 年安田火災海上（後の損保ジャパン社）と合併することを余儀なくされ、あいおい損保も大きな負債を背負った。2004 年米国では、A I G 社の旧経営陣によるファイナイト取引を利用した粉飾決算が明らかになった。

これらの事例を比較・分析すると、ファイナイトリスクの持つ複雑で特殊な契約内容が、本来のリスクマネジメント以外の目的として利用される要因になったと判断される。但し、リスク移転（保険）の定義に関する国際基準の不明確性、曖昧な会計基準が不正な悪用を助長したことも否定できない。

本稿は、豪、米、日 3 国におけるファイナイトリスク事例を比較分析し、ファイナイトリスク特殊性・問題点を明らかにし、さらに保険と金融の融合商品に関する国際会計基準の必要性とリスク移転基準の明確化について論じたい。